うかの基準等(平成十四年金融庁告示第四十号)○ 信用金庫法第五十四条の十五第八項の規定に基づく従属業務を営む会社が主として信用金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかど

という。)第三十二条第五項に規定する子会社をいう。	という。)第三十二条第五項に規定する子会社をいい、「金庫集団
第一条 この告示において「子会社」とは、信用金庫法(以下「法」	第一条 この告示において「子会社」とは、信用金庫法(以下「法」
(定義)	(定義)
	する。
三月三十一日限り廃止する。	大蔵省
大 蔵 省	月 告示第四十八号)は、平成十四年三月三十一日限り廃止
める件(平成十年十一月 告示第四十八号)は、平成十四年	金融監督庁
金融監督庁	金庫のために営む従属業務に関する基準等を定める件(平成十年十一
業務を営む会社が信用金庫のために営む従属業務に関する基準等を定	成十四年四月一日から適用し、信用金庫の従属業務を営む会社が信用
を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、信用金庫の従属	ために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平
の子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等	合会の行う業務又はその子会社その他これらに類する者の営む業務の
き、従属業務を営む会社が主として信用金庫連合会の行う業務又はそ	条第六項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用金庫連
令第十五号)第十条の十一第一項第一号及び同条第六項の規定に基づ	規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)第七十条第一項第一号及び同
十四条の十七第六項並びに信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省	かの基準並びに同法第五十四条の二十三第六項並びに信用金庫法施行
う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第五	の他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどう
第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用金庫の行	一第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用金庫子
信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の十五	信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の二十
現	改正案

2 第二条において「従属業務」とは、法第五十四条の二十一第一項第一項第一号に規定する金庫集団をいう。

号イに規定する従属業務をいう。

3 銀行業を営む外国の会社、 外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、 証券仲介専門会社、 「保険業を営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは それぞれ法第五十四条の二十三第 第三条から第七条までにおいて「証券専門会社」 同条第二項第一号に規定する従属業務をい 規則第六十四条第一項第一号に規定する特定子銀行をいう。 「銀行業を営む外国の会社」、 「保険会社」、 保険会社 証券業を営む外国の会社、保険業を営む 「少額短期保険業者」、 少額短期保険業者、 「証券業を営む外国の会社」、 項に規定する証券専門会社、 1) 「従属業務」とは 「特定子銀行」 信託専門会社、 「信託専門会社 「証券仲介専 3

めに営む従属業務に関する基準)(信用金庫の従属業務を営む会社が信用金庫又はその金庫集団のた

に掲げる要件の全てを満たしていることとする。
団の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次務を営む会社が、主として当該信用金庫又は当該信用金庫の金庫集第二条 法第五十四条の二十一第一項第一号の場合において、従属業

一号までに掲げるそれぞれの業務(以下「それぞれの業務」とい一 各事業年度において、規則第六十四条第四項第一号から第二十

<u>一号イ</u>に規定する従属業務をいう。 2 第二条において「従属業務」とは、法第五十四条の十五第一項第

る従属業務をいう。 外国の会社をいい、 券業を営む外国の会社、 専門会社、 を営む外国の会社」、 証券仲介専門会社」、 第五十四条の十七第 む外国の会社」又は 第三条から第七条までにおいて「銀行」、 保険会社、 「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法 「従属業務」とは、 信託専門会社、 項に規定する銀行、 「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営 「保険会社」、 保険業を営む外国の会社又は信託業を営む 銀行業を営む外国の会社、 「信託専門会社」、 同条第二項第一号に規定す 証券専門会社、 「証券専門会社」、 証券仲介 「銀行業 証

に関する基準)(信用金庫の従属業務を営む会社が信用金庫のために営む従属業務

いることとする。
を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしてを営む会社が、主として当該信用金庫の行う業務のためにその業務第二条 法第五十四条の十五第一項第一号の場合において、従属業務

う。) 第十条の五第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの各事業年度において、信用金庫法施行規則(以下「規則」とい

額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。金庫集団に属する法人の役職員を含む。)からの収入の額の合計第二号に掲げる業務については当該信用金庫又は当該信用金庫のう。)につき、当該信用金庫又は当該信用金庫の金庫集団(同項

らの収入があること。 二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫か

則第六十四条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条におい2 前項の従属業務を営む会社が、主として信用金庫に係る集団(規

準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。 て同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかのt

らないこと。 一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫に 係る集団 (規則第六十四条第四項第二号に掲げる業務については のないこと。

の子会社等のために営む従属業務に関する基準)(信用金庫連合会等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はそ

第三条 信用金庫連合会、銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業

める割合が百分の五十を下回らないこと。

で、)及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占む。)及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占む。)につき、当該信用金庫業務(以下「それぞれの業務」という。)につき、当該信用金庫

らの収入があること。 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫

(新設)

(信用金庫連合会等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はそ

第三条 信用金庫連合会、銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業

子会社のために営む従属業務に関する基準

当該信用金庫連合会の金庫集団をいう。 行う業務又はその子会社等 務のために従属業務を営む会社が、 かの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。 庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五 務については当該信用金庫連合会又はその子会社等に属する法人 おいて同じ。 の役職員を含む。)及び当該信用金庫連合会の会員である信用金 合会又はその子会社等 を下回らないこと。 各事業年度において、それぞれの業務につき、 の営む業務のためにその業務を営んでいるかどう (規則第六十四条第四項第二号に掲げる業 (当該信用金庫連合会の特定子銀行又は 主として当該信用金庫連合会の 以下この条から第六条まで 当該信用金庫連

合会又はその特定子銀行のいずれかからの収入があること。 一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫連

2 かの基準は、 において同じ。 の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らな 合会に係る集団 いては当該信用金庫連合会に係る集団に属する法人の役職員を含 (規則第六十四条第 各事業年度において 項の従属業務を営む会社が、 及び当該信用金庫連合会の会員である信用金庫からの収入 次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。 の営む業務のためにその業務を営んでいるかどう (規則第六十四条第一項第二号に掲げる業務につ 項第二号に規定する者をいう。 それぞれの業務につき 主として信用金庫連合会に係る集 当該信用金庫連 以下この条

れかからの収入があること。 合会、その子会社である銀行又は銀行業を営む外国の会社のいー 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫

(新設)

いこと。

子会社等のために営む従属業務に関する基準)(証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその

社等のために営む従属業務に関する基準) (保険会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会)

会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営ん営む業務のために従属業を営む会社が、主として当該信用金庫連合第五条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の

子会社のために営む従属業務に関する基準)(証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその

第四条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。 業を営む外国の会社」とあるのは、「当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のために従属業を営む会社が、主として当該信用金庫ある銀行又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

社のために営む従属業務に関する基準)(保険会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会

の子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準 属業を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はそ 第五条 保険会社又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従

子会社等のために営む従属業務に関する基準)(信託専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその

信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。 (注案を営む外国の会社」と読み替えるものとする。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行」といて、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行」といて、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のため、統一、

営む従属業務に関する基準)(信用金庫連合会の従属業務を営む会社が信用金庫連合会のために

いて、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該信用金庫連務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社につむ会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務のためにその業第七条 法第五十四条の二十三第三項の場合において、従属業務を営

る保険会社又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする営む外国の会社」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社であ二号中「当該信用金庫連合会、その子会社である銀行又は銀行業をについては、第三条の規定を準用する。この場合において、同条第

子会社のために営む従属業務に関する基準)(信託専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその

第六条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

営む従属業務に関する基準)(信用金庫連合会の従属業務を営む会社が信用金庫連合会のために

て、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該信用金庫連合を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社につい会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務のためにその業務第七条 法第五十四条の十七第三項の場合において、従属業務を営む

らないこととする。 の収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回 用金庫連合会の役職員を含む。)及びその会員である信用金庫から 合会(規則第六十四条第一項第二号に掲げる業務については当該信|

会(規則第十条の五第一項第二号に掲げる業務については当該信用 金庫連合会の役職員を含む。)及びその会員である信用金庫からの

ないこととする。